

スポーツクライミング競技会の公認に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、「本協会」という。）が行うスポーツクライミング競技会（以下、「競技会」という。）の公認について定める。

（定義等）

第2条 公認とは、本規程第3条に定める要件を満たす競技会について、審査の上、当該競技会を本協会が公に認めることをいう。

2 本協会は、公認した競技会を日本代表選考大会の予選大会に指定することができる。

（公認の要件）

第3条 公認の申請のためには、原則として、以下の全ての要件を充足しなければならない。

- （1）競技会の事業計画（大会概要を含む）及び収支予算書を提出すること。
- （2）当該競技会に参加するすべての選手は、本協会が定める規程に基づき選手登録することを大会の要項等に記載すること。
- （3）競技会の決勝が、本協会が定める競技規則等に基づき行われること。ただし、当該競技会において決勝を実施しない場合は、少なくとも1つのラウンドを本協会が定める競技規則等に基づいて行うこと。
- （4）競技会における審判長及びチーフ・ルートセッターが、本協会のA級またはB級の公認資格を有する者であること。なお、審判長については、競技会の趣旨、会場地の地理的条件及び予算規模等を総合的に考慮し、本協会技術委員会と協議の上、決定する。
- （5）競技会の規模が本協会の定める基準を充足すること。
- （6）競技会の実施にあたり、安全上及び公衆衛生上の適切な措置、事故防止、救護体制及び補償措置について適切な措置がとられていること。
- （7）競技会の収支において不足があった場合には、本協会は一切の負担をせず、競技会主催者等が負担することを誓約すること。
- （8）その他、本協会が定める要件を充足すること。

（公認申請および同審査）

第4条 公認の申請には、所定の様式の申請書（別紙）によらなければならない。

2 公認の申請は、原則として競技会開催日から起算して2か月前までに行わなければならない。

3 前項の公認の申請を受けて、本協会は審査の上、書面又は電子メールにて結果を通知する。なお、審査にあたっては、クライミング普及委員会が精査の上、理事会に答申し、理事会が承認する。

（公認料等）

第5条 公認料は、5万円とする。

2 公認料は、公認の通知が到着後、2週間以内に本協会指定の預金口座に振り込む方法で支払う。

（事業報告等）

第6条 公認競技会終了後、1ヶ月以内に、本協会に事業報告書及び収支報告書を提出しなければならない。

2 公認競技会における事故については、速やかに本協会に報告しなければならない。

（改廃）

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付則

本規程は、平成29年11月12日から施行する。

令和5年（2023年）9月14日 一部改定

令和7年（2025年）6月5日 一部改定